

第二十五回国会 衆議院 議院運営委員会 議院議録 第十六号

昭和三十一年十二月十二日（水曜日）

午後四時八分開議

出席委員

- 委員長 椎熊 三郎君
- 理事 荒船清十郎君 理事 國田 直君
- 理事 長谷川四郎君 理事 福永 健司君
- 理事 井上 良二君 理事 野原 覺君
- 理事 荻野 豊平君 理事 薩摩 雄次君
- 山中 貞則君 池田 禎治君
- 石山 雄作君 栗原 俊夫君
- 小牧 次生君 小山 亮君

委員外の出席者

- 議長 益谷 秀次君
- 副議長 杉山元治郎君
- 事務総長 鈴木 隆夫君

十二月十二日

委員曰井上君、渡邊惣藏君及び小林信一君並びにつき、その補充として鹿野彦吉君、小牧次生君及び小山亮君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

議員伊藤好道君逝去につき弔詞贈呈の件

本院予備経費支出承認に関する件

決議案の取扱の件

結核予防審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

日本代表及び同日日本政府代表顧問

問任命につき外務公務員法第八條第三項の規定により議決を求めるの件
国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律の一部を改正する法律案起草の件
本日の本会議の議案等に関する件

○團田委員長代理 これより運営委員会を開きます。

一昨日来より両党において、国会を正常なる運営に努力中のごさいましたが、本日、両党首会談を開いた結果、次の通り申し合せができました。

自民、社会両党は、二大政党下の国会運営につき、過去を反省し、国会運営の能率的正常化をはかるため、次期国会において次のような諸点につき、国会法の改正その他所要の措置を講ずることとし、両党においてすみやかにその具体的成案を得ること。

- 一、議長の権威を高めるための措置
- 二、懲罰事犯取扱いの措置
- 三、両党の対立紛争の場合の措置
- 四、会期延長案の取扱の措置
- 五、国会運営能率化のための、議運委員会あり方についての再検討

以上の申し合せができましたので、これに基きまして、理事會を開き、いろいろ御相談の結果、国会を正常なるルールに乗せ、運営を進めて参ることに決定いたしました。

この際、一言ごあいさつ申し上げます。本国会の末期に当りまして、不肖私が委員長代理として、その職務を代

行いたしました。この間、いかなる場合におきましても、与野党間の円満なる運営をいたしたいと、必死の努力をいたしました。御承知の通り代理として不行き届きでございます。その間、与野党並びに議長に對しまして、いろいろ不行き届きの点があったことを深くおわびを申し上げます。特に最後の段階におきまして、休憩を申しまして以後、通常にならぬ予鈴のない振鈴、直ちに本会議を開くという段階に、緊迫した段階ではございませぬけれども、まだ形式上は両党の議運が引き上げた段階ではなくて、休憩の段階でございまして、当然この際におきましては、そういう本会議を開く場合には、委員長代理は、各党の方に御通告、ごあいさつ申し上げるべきはございませぬ、手落ちのありましたことは深くおわびいたします。以後十分注意いたしまして、皆さんの驍尾に付しまして、国会運営の円満なる遂行に努力いたしたいと思っております。御了承を願います。

この際、議長より發言を求められております。益谷議長。

○益谷議長 一言ごあいさつ申し上げます。私、議長に就任以来、常に国会の威信の保持と國民の信用の回復を念願いたして参りました。議院政治は話し合いによる政治であり、國民の信用を得ることが第一の要件であることは申し上げるまでもありません。それゆゑに、私はできるだけ野党の言い分に耳を傾け、与野党には寛容と忍耐を求め参つておりましたことは、諸君の

御承知の通りであります。しかるに今回の会期の問題について、両党の間に話し合いがつかぬかつたことは、まことに遺憾でありました。私としては、この間にあつて、できるだけのことはいたしたつもりでありまして、会期の決定は、参議院の事情を承知いたしました以上は、本院としてはやむを得なかつたことと存じます。しかし、そのときの議運運営については、事情やむを得なかつたとしても、かかる事態に立ち至つたことは、はなはだ遺憾でありますので、今後は再びかかることを繰り返すことのないようになお一そう正常にして円満なる議事の運営に努力いたしたい所存であります。各位におかれても右御了承の上、御協力をお願いいたしたいと思ひます。（拍手）

○井上委員 この際、一言ごあいさつ申し上げます。ただいま委員長代理並びに議長から、きわめて御丁寧なるごあいさつがございました。かねがねわれわれ社会党は、本議院の運営は、両党下における国会でありますので、できるだけ話し合いの場を作つて、円満なる議事の運営をはかるといふことに念願をして参り、特にこの間に処して益谷議長は、従来にならぬ議長として、よく両者の意見をそんたくされ、国会が非常に困難な事態に當面しまして、その冷静なる判断をあらためまして、適宜な処置によりまして、幾たびか国会の異常なる事態を正常化に努力されました。その名議長ぶりには、われわ

れ日ごろから敬意を表しておつたのであります。たまたま先般会期延長問題を契機といたしまして、両者の意見の対立が、再び議長に大へんな御配慮をわすらわすことになり、事態やむを得ざる結果、議長職権によつて本会議を開くことになつたのであります。この事情がやむを得ないという、ただいま議長のごあいさつにもありますが、時を得ない事態を作らないように、全力をあげなければなりませんし、なおかつ六日の本会議開会の手続、慣例等には、いろいろ問題がございませぬけれども、今後議長は、一そう国会の正常なる運営をはかることに全力を注がれ、またそのために、各党の協力も求められておられます関係もございませぬので、われわれはこれ以上何を申すこともありません。われわれ御協力でありましたために、議長初め与野党の皆さんにも大へんな御迷惑をおかけいたしました、非常に全く至らぬところでございまして、今後、議長のごあいさつの趣旨をわれわれはそんたくいたしまして、身をもつて国会の成規なルールの上に立つて、正常な運営をいたすことに全力を注ぎたいと思ひますから、何分よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○福永（健）委員 ただいま議長及び團田議長運営委員長代理からのごあいさつがあり、これに對して社会党の井上さんからの見解の表明もあつたわけでありませぬが、いずれも御丁寧なるお言

葉で、私どももこれについては深く考
えなければならぬと思つ次第でござい
ます。議長及び委員長代理は、あかし
た御発言をなさいましたが、私どもも
ら申しますならば、あの挙に出ざる
を得なかつたような事態において、善
処されるという事柄については、非常
な御苦勞があつたわけでありまして、
まことに御苦勞が甚だ、また恐縮に存
する次第でございませう。井上さんか
ら、今後の国会運営等と関連いたしま
して、社会党はかくありたいというこ
とを申されたことについても、全く私
どもといたしましては、その善意ある
御要望に對しましては、心からなる承
をいたすものであり、私どもも同様、
あつた事柄は今後招きたくないし、
りっぱな、正常な姿においての円満な
国会運営ということに、今後ともよ
り一その努力をいたしたいと存する
次第であります。

○井上委員 この際、社会党から提出
いたしてあります議長不信任案及び推
熊委員長に対する解任決議案は、
円満に話が妥結をいたしましたので、
撤回をいたします。

○福永(健)委員 ただいままでの経緯
にかんがみまして、わが党といたしま
しても、副議長に不信任決議案、また
数名の委員長解任決議案等は、いすれ
も撤回をいたします。

○園田委員長代理 委員長に席を譲り
ます。
〔園田委員長代理退席、委員長着
席〕
○推熊委員長 ちょっと速記をとめて
下さい。
〔速記中止〕

○推熊委員長 速記を始めて下さい。
そこで本日の本会議について御相談
申し上げます。先般、社会党の政策委
員長でありました伊藤好道さんがおな
くなりになりました。まことに哀悼にた
えない次第であります。本日の本会議
費頭に弔辞演説を、なほまた、院議
をもつて弔詞を決定したい、こう思い
ますが、いかがでございませうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○推熊委員長 弔辞演説は、本日本会
議の劈頭に行うこと、弔詞の案文が
手元にございませう。朗誦してみませう。
衆議院へ議員伊藤好道君ノ長逝ヲ
哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス
前例通りでございませう。そのように決
定してよろしくございませうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○推熊委員長 御異議なしと認めまし
て、さよう決定いたしました。
弔辞演説者は、同じ選挙区から出て
おる小林錦君であります。

○推熊委員長 次は弔慰金支出の件、
いすれも前例通りに計らいたいと思ひ
ます。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○推熊委員長 次は、議員一同から、
前例通り香典を贈呈したいと思ひま
す。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○推熊委員長 御異議なしと認めまし
て、さよう決定いたします。

○推熊委員長 決議案の扱い等は、た
だいま副議長から申し出が、一切
解決いたしました。新たに決議案が出
て参りました。原爆被害者の治療に
関する決議案、印刷が手元にいてお
ります。それから、日中貿易促進に関

する決議案、大学教育の充実に関する決
議案、この扱いはどういたしまし
るか。
○福永(健)委員 先刻理事会で決定の
通り、いすれも本日本報掲載の議案議
了後において、緊急上程することが適
当であろうと思ひます。
○推熊委員長 さよう決定してよろ
しくございませうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○推熊委員長 それでは、さよう決定
いたします。

そこで、日中貿易促進に関する決議
案の趣旨弁明は、加藤高敏君、討論の
申し出が、加藤高敏君、討論の
光君、それからこれに對して石橋通彦
大臣が発言を求められておられますか
ら、これを許します。原爆被害者の治
療に関する決議案、趣旨弁明は古川文
吉君、討論の申し出が、これに對し
て山下厚生政務次官の発言を許すこ
とにいたします。次は大学教育の充実に
関する決議案、坂田道太君の趣旨弁
明、池田貞治君の賛成討論、清瀬文相
の発言があります。以上三決議案の討
論は、いすれも十分程度でいかがで
しょう。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○推熊委員長 さよう決定いたします。

○推熊委員長 日程第一、結核予防審
議会委員任命につき国会法第三十九條
但書の規定により議決を求めるとの件、
先般衆議院となつておりませう。勝俣稔
君、それから衆議院審議委員会任命
につき国会法第三十九條但書の規定に
より議決を求めるとの件、一松定吉君と
藤原道子君、日程第一、第二が終りま

した後、政府から出ておる申し出がご
ざいます。左記の者に、アメリカ合衆
国ニュー・ヨークにおいて開催の国際
連合第十一回総会に出席するために、
日本政府代表または同日本政府代表顧
問を命じたので、外務公務員法第八
條第三項の規定に基き、院の議決を求
めます。すなわち、アメリカ合衆国
ニュー・ヨークにおいて開催の国際連
合第十一回総会に出席するための日本
政府代表、参議院議員佐藤向武君、そ
れからアメリカ合衆国ニュー・ヨークに
おいて開催の国際連合第十一回総会に
出席するための日本政府代表顧問、衆
議院議員植原悦二郎君、同じく顧問、
北村徳太郎君、同じく顧問、松岡駒吉
君、同じく顧問、参議院議員岡田宗司
君、同じく顧問、参議院議員黒川武雄
君、以上六君の政府代表並びに顧問の
御承認を議決していただきたいと思ひ
ます。その通り議決するに御異議あり
ませうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○推熊委員長 さよう決定いたします。

○推熊委員長 これを終りましたか
ら、先刻お諮りいたしました決議案を
三案上程することいたします。
そこで本会議の時間ですが……。
〔「五時」と呼ぶ者あり〕
○推熊委員長 五時。十分前に予鈴を
いたします。それだけでございませう。
なお明日は、最終日でございますか
ら、午前十時から本会議を開き得るよ
うに御了解を願ひます。その以前に御
連絡を申上げて、議運の理事會並びに
議運を開きたいと思ひます。
本日は、これをもって散會いたし
ます。

○推熊委員長 その次に、国会議員の
歳費、旅費及び手当等に関する法律の
一部を改正する法律案が出て参りまし
た。お諮りいたします。国家公務員の
期末手当の支給率の改正に伴い、国会
議員及びその秘書についても同様にい
たす必要がありませうので、事務当局に
おいて作成いたしました改正案を、本
委員会の提出とすることに御異議あり
ませうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○推熊委員長 御異議なしと認めまし
て、さよう決定いたします。

○推熊委員長 御異議なしと認めまし
て、さよう決定いたします。
○推熊委員長 御異議なしと認めまし
て、さよう決定いたします。
○推熊委員長 御異議なしと認めまし
て、さよう決定いたします。

○推熊委員長 御異議なしと認めまし
て、さよう決定いたします。
○推熊委員長 御異議なしと認めまし
て、さよう決定いたします。

○推熊委員長 御異議なしと認めまし
て、さよう決定いたします。
○推熊委員長 御異議なしと認めまし
て、さよう決定いたします。

○推熊委員長 御異議なしと認めまし
て、さよう決定いたします。
○推熊委員長 御異議なしと認めまし
て、さよう決定いたします。

○推熊委員長 御異議なしと認めまし
て、さよう決定いたします。
○推熊委員長 御異議なしと認めまし
て、さよう決定いたします。

○推熊委員長 御異議なしと認めまし
て、さよう決定いたします。
○推熊委員長 御異議なしと認めまし
て、さよう決定いたします。

〔参照〕
 国会予備金使用承認要求書
 昭和三十一年十二月十日本院議員
 伊藤好道君死亡に伴い、国会議員の

歳費及び手当等に関する法律第十二
 条の規定に基き、遺族に支給する弔
 慰金を左のとおり国会予備金から支
 出する。

記

科	目	金額	備考
(衆議院)		円	
(項)	衆議院予備経費		
	5、弔慰金	九三六、〇〇〇	歳費一カ年分

(注)
 予算額 七、〇〇〇、〇〇〇
 使用承認済額 二、八〇八、〇〇〇
 今回使用承認額 九三六、〇〇〇
 差引使用承認額 三、二五六、〇〇〇

国会議員の歳費、旅費及び手当等
 に関する法律の一部を改正する法
 律案

国会議員の歳費、旅費及び手当
 等に関する法律の一部を改正す
 る法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等
 に関する法律(昭和二十二年法律第
 八十号)の一部を次のように改正
 する。

第十一条の二第二項中「百分の二
 百」を「百分の二百三十」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
 する。

2 改正後の国会議員の歳費、旅費
 及び手当等に関する法律第十一条
 の二第二項の規定の昭和三十一年
 における適用については、同項中

「百分の二百三十」とあるのは「百
 分の二百をこえ百分の二百三十を
 こえない範囲内において、両議院
 の議長が協議して定める割合」と
 読み替えるものとする。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約千六
 十万円であつて、昭和三十一年度
 においては、既定予算の節約により実
 行するものである。

昭和三十一年十二月十三日印刷

昭和三十一年十二月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局